稲沢市立平和町農村環境改善センターの指定管理者候補者の 選定結果について

1 施設の名称

稲沢市立平和町農村環境改善センター

2 申請団体数

5団体(うち1団体は辞退)

3 選定方法

各団体から提出された申請書類(事業計画書、収支計算書等)の内容について、施設所管課による第1次審査(書類審査)の後、稲沢市立平和町農村環境改善センター指定管理者候補者選定委員会において、どの団体が指定管理者として最も適当か、選定審査基準に基づく審査を行い、選定した。

4 選定審査基準

(1) 審査配点表(選定委員会委員1人あたり)

	審	查	項	目	得点 (上限)
1	利用者の平等な利	川用を確保する	らことがで	利用者の平等な利用の 確保	10点
	きるものであるか (平等利用の確保))		利用者に対するサービ スの向上	30点
2	2 施設の効用を最大限に発揮するものであるか (施設の効用発揮)				
3	施設管理を安定し	て行う物的・	人的能力を	施設の適切な維持管理	20点
	有していること (安定経営能力)			経営の健全性	20点
4	4 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか (管理経費の縮減)				
		合		計	140点

※管理経費の縮減

次に掲げる2つの視点から審査を行うものとする。

①管理経費の縮減が図られているか(上限10点)

・次の計算式により算出する。

【計算式】

評価点=(指定管理料算定参考額-提案額)÷指定管理料算定参考額×100+5

- ・提案額が指定管理料算定参考額と同額であれば5点とし、指定管理料算定参考額に対して、1%削減するごとに1点加点し、1%増加するごとに1点減点する(上限10点、下限0点)。
- ・算出結果の小数点第2位を四捨五入し評価点とする。

・算出結果が「評価点>配点」の場合は、「評価点=配点」とする。

②経費が縮減されるとともに、利用サービスに新たな価値を付与しているか (上限10点)

採点基準

10 点… 経費が3%以上縮減され、利用サービスが大きく向上している

8点… 経費が1%以上縮減され、利用サービスが大きく向上している

6点… 経費が1%以上縮減され、利用サービスが向上している

4点… 経費の縮減は認められないが、利用サービスは向上している

2点… 経費の縮減は認められないが、利用サービスはやや向上している

<u>0点</u>… 経費の縮減は認められず、利用サービスは向上していない

(2) 選定条件について

ア 選定委員会委員1人の採点上限を140点とし、委員5人の得点数の合計が、総 得点数(700点)の6割(420点)未満の場合は、指定管理者の候補者に該当 しないものとする。

イ 委員5人の得点数の合計が最も高い団体を優先候補者とする。

5 選定結果

申請団体審査項目	コニックス 株式会社	A社	B社	C社
利用者の平等な利用 1 平等利 の確保(50点)	38点	38点	38点	3 9 点
用の確保 利用者に対するサー ビスの向上 (150 点)	106点	110点	106点	100点
2 施設の効用発揮 (200点)	146点	152点	142点	150点
施設の適切な維 3 安定経営能 持管理 (100点)	77点	71点	74点	6 7 点
カ 経営の健全性 (100点)	76点	73点	81点	7 2 点
4 管理経費の縮減 (100点)	84点	60点	60点	64点
合計〔700点〕	527点	504点	501点	492点
優先候補者順位	1位	2位	_	_
選定理由	提出された申請書類(事業計画書、収支計算書等)の内容について、申請団体から説明を受け、質疑を行い、審査項目に沿って採点する方法で選定審査を行った結果、最も高い得点であった。 当該団体は、他施設の指定管理者として適切に管理してきた実績があり、安定かつ適正な業務の遂行が期待できること、各種事業の提案内容から、管理経費の縮減を図りつつも、さらなる利用者の拡大とサービス向上へ意欲的に取り組む姿勢が感じられたことから、第1次優先候補者として選定したもの。			

6 指定管理者候補者

団体の名称:コニックス株式会社

所 在 地:名古屋市中村区太閤四丁目6番22号

7 選定委員会委員

栗林 芳彦	名古屋文理大学情報メディア学部教授
近藤 康之	税理士
吉川 修司	稲沢市市長公室企画政策課長
山田 忠司	稲沢市経済環境部農務課長
岩田 勝宏	稲沢市教育部次長兼生涯学習課長

8 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

9 選定の経過

○現地説明会·施設見学 令和2年7月31日

○質問書に対する最終回答 令和2年8月11日

○第1次審査(書類審査) 令和2年9月1日から9月11日まで

○指定管理者候補者選定委員会 令和2年10月21日